北海道監査委員監査基準（新旧対照表）

改　正　後	改　正　前	備　考
北海道監査委員監査基準 （令和２年３月27日監査委員会議決定） 一部改正　令和６年８月30日	北海道監査委員監査基準 （令和２年３月27日監査委員会議決定）	
第１条　（略）	第１条　（略）	
（監査等の種類及び目的） 第２条　監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。	（監査等の種類） 第２条　監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は、次に掲げるものとする。	・第15条第２項改正による修正。
第２条第１項第１号～第７条　（略）	第２条第１項第１号～第７条　（略）	
（リスクの識別と対応） 第８条　監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。この条、次条第２項及び第15条第３項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。	（リスクの識別と対応） 第８条　監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。この条、次条第２項並びに第15条第３項及び第４項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。	・第15条第３項削除による修正。
第９条～第14条　（略）	第９条～第14条　（略）	
（監査等の結果に関する報告等への記載事項） 第15条　監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。 ⑴　この基準に準拠している旨 ⑵　監査等の種類 ⑶　監査等の対象 ⑷　監査等の重点項目 ⑸　監査等の実施内容 ⑹　監査等の結果	（監査等の結果に関する報告等への記載事項） 第15条　監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。 ⑴　この基準に準拠している旨 ⑵　監査等の種類 ⑶　監査等の対象 ⑷　監査等の重点項目 ⑸　監査等の実施内容 ⑹　監査等の結果	

改　正　後	改　正　前	備　考
2　前項第６号の監査等の結果には、第２条第１項各号に掲げる監査等の種類に応じて、当該各号に定める目的を踏まえて監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。 ⑴～⑻　（削除）	2　前項第６号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において、当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。 ⑴　定期監査及び随時監査 　前項第１号から第５号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。 ⑵　行政監査 　前項第１号から第５号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。 ⑶　財政的援助団体等監査 　前項第１号から第５号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。 ⑷　決算審査 　前項第１号から第５号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。 ⑸　例月出納検査 　前項第１号から第５号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。 ⑹　基金運用状況審査 　前項第１号から第５号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。 ⑺　健全化判断比率等審査 　健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。	・監査等の種類に応じて、監査委員が必要と認める事項を当該報告等に記載するものとする修正。

改　正　後	改　正　前	備　考
	⑻　内部統制評価報告書審査 　知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。	
（削除）	3　第１項第６号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。	・第15条第２項の改正に伴い第15第３項を削除し、以下の項を繰り上げる。
3　監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。	4　監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。	
4　監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。	5　監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。	
第16条～第19条　（略）	第16条～第19条　（略）	
附　則 1　この基準は、令和２年４月１日から施行する。 2　北海道監査委員監査等実施要綱（昭和53年10月27日監査委員会議決定）は、廃止する。	附　則 1　この基準は、令和２年４月１日から施行する。 2　北海道監査委員監査等実施要綱（昭和53年10月27日監査委員会議決定）は、廃止する。	
附　則 この基準は、令和６年８月30日から施行する。		